

アルザスの定期市

内 田 日出海

はじめに

中世に本格的に成立したヨーロッパの定期市に関しては、長い間通説として、近世には主要な交換の場として機能し続けた後、19世紀にはいると工業化の発進、輸送インフラの近代化——とりわけ鉄道の躍進——、および国民経済の確立に伴う流通構造の転換——内国関税の廃止、国内市場の凝集化と結びついた中央卸売市場の発展、常設店舗の躍進、百貨店など新しい小売業態の登場——とともに、周辺的な地位に押しやられ、残存したとしても後進国、後進地域に固有の交換形態とみなされてきた¹。交換形態の推移の大筋の流れとしてはそのとおりであろう。しかし、定期市は少なくともヨーロッパにおいては必ずしも前近代の遺物ではなく、地域差こそあれ19世紀以降も、あるいは現代においてさえ、一定の社会経済的機能を担ってきていることが近年の研究では明らかになっている。たとえばフランスについては、18世紀末からフランス革命期を経て19世紀初めまで、あるいは同世紀半ばまで定期市の数は全体的に増加してさえいるという事実がある²。より正確にいえば、定期市は週市と年市（年市はさらに、年に1回または数回、1日ないし数日に限って開催される小規模の年市と、年に1回ないし数回、1週間ないし数週間の開催期間をもつ大規模な大市からなる）に分けられるが、19世紀に衰退が目に見えてはつきりとしてくる——あるいは、商取引の場を多少とも残しつつも、キリスト教と結びついた各種の縁日や各種イベントなどへ転換していく——のはこのうち大市だけ³であって、ほかの二者は長く存続し、現代においてさえ一定の交換の場と

¹ F. ブローデルも、15～18世紀のヨーロッパ経済の長期持続を論じた代表作の一つで「下部構造」としての定期市（とくに年市）がすでに18世紀末から衰退するという見通しをたてていた。F. ブローデル [1986], 98-101頁。またこの衰退イメージの背景として、18世紀の同時代人であった経済学者としてのテュルゴが、『百科全書』の定期市の項目で、週市については市場メカニズムがはたらく場所として推奨する一方で、年市ないし大市は特定の時空に遠方から商品と商人を呼び寄せる流通上の特権であって、こういう事物の自然の流れを遮るコスト高の人為的な交換の場を廃止すべしとした言説が、経済学の発展と相俟って、19世紀以降にも引き継がれた可能性も指摘できよう。拙稿 [2010], 219頁。

² MARGAIRAZ (Dominique) [1988], p. 11.

³ フランス語では週市は *marché*、年市は *foire*（ただし月ぎめでおこなわれる場合も *foire* に含まれる）、そして年市のなかでも規模が大きい大市は *grande foire*（または *foire générale*）という。ドイツ語の表現としてはそれぞれ週市 *Markt*、年市 *Jahrmarkt*、大市 *Messe* という使い分けがあってこちらは明瞭だが、フランス史研究ではときに規模の小さい年市 *foire* を大市と混同する向きもあった。そこで19世紀以降における大市の衰退を年市そのものの衰退と同一視するという誤解も生じたわけである。

しての機能を維持している⁴。

そこで本稿の目的は、工業化以降の流通を支えた定期市の役割と重要性を知るために、地域における交換の現場に視座をおいてその具体的な進化のようすを見定めることである。この考察のために選ばれるべき地域は経済後進の地より、先進の地であることが有意的であろう。前者では流通の発展が後れるために、同語反復的ではあるが、定期市が存在理由を長く保持する可能性が高いからだ。そこで中世から現代にいたるまで、仏・独による領有の交替にもかかわらず一貫して先進的な経済地域であったフランス北東部のアルザス地方についてその動きを探ろうと思う。本稿は前工業化時代のフランスの定期市の実態を包括的に提示したD. マルゲラスの研究⁵に触発されたものであり、実際その研究においてアルザスについての言及もある。ただ、いくつかの地域については分析は詳細であるが、アルザスについては情報はいかにも乏しい。共和暦II年と1806年の週市と年市の概況（通商半径、開催数ならびにこの期間での開催数の増加）については知ることができる。だが定期市の数（1790年時点）も概算であるように見え、また数の増加に関しては、アルザス2県（バ＝ランBas-Rhin県、オー＝ランHaut-Rhin県）ともこの期間に倍増した県として図示されているのみである⁶。一方、地域史研究が著しく進んだアルザスであるが、定期市に関しては、いくつかのコミューンcommune（＝市町村、基礎自治体）の枠内でのモノグラフィー⁷を除けば、体系的な研究がまだおこなわれていない⁸。そこでアルザスの定期市の歴史的な実態に関して、より具体的かつ長期的な全体像を掴むことが本稿の目的である。

以下、時間的な順序を逆にしてまずは今日のアルザス2県における定期市開催の現状を確認し、そのうえで次に中近世期にまで遡り、そこからフランス革命を挟んで第一帝政にいたる、

⁴ 拙稿 [2010], 233頁。フランス中西部における定期市についても市川文彦 [2004] が同様の展開を明らかにしている。他方、田中道雄 [2007] は今日のフランスの週市について、その規模、流通全体に占める比重こそ小さくなっているものの、やはり単なる過去の遺物ではなく、無視できない交換の場であることを実証している。

⁵ MARGAIRAZ (Dominique) [1988].

⁶ *Ibid.*, p. 246-247.

⁷ 郷土史研究会が有する地方の歴史雑誌のレヴェルで散見される。そのなかでも近年のBAYSANG (Alain) [2001] は本格的な定期市研究である。これはオー＝ラン県の南部スンゴー（スンドゴー）Sundgau地方の中心都市であるアルトキルシュ Altkirchの定期市を対象を絞った研究だが、起源から20世紀前半にいたるまでのその進化を体系的に叙述することに成功しているといつてよい。定期市関連の史料の残存が時系列的にたどれるのは開催各コミューンであることが多いためである。アルトキルシュのモノグラフィーが明らかにした定期市の盛衰の長期の道筋と動因は、本稿においても大いに参考になる。

⁸ *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], vol. 8, p. 4946-4960の当該項目（« Foires et marchés »）が、空間的にはバ＝ラン県に、時間的には現代にいくぶん偏った記述となっているものの、包括的な記述としては唯一のものといつてよい。またREUSS (Rodolphe) [1897] およびHOFFMANN (Charles-Alexandre-Eugène) [1906-1907] は、著作の性格上それぞれ17世紀、18世紀に限定して定期市の項目を設けており、それらの時代の情報源となっている。

いわば定期市の「近代化」のプロセスを確認したい⁹。中近世についてはもっぱら先行研究の成果に依拠し、革命・第一帝政期に関してはアルザスを構成するバ＝ラン県、オー＝ラン県の文書館の定期市関係の史料を使用する¹⁰。

1. 現代におけるアルザスの定期市事情

いくぶん古いが1995年の定期市ガイドブック¹¹がわれわれの手元にある。これはアルザス2県を含むフランス東部10県に関して実際に商業活動をおこなう「非定住商人」*commerçants non-sédentaires*の業務用に作成されたもので、この年の定期市の開催日程¹²、業務規則、組合保険などの情報が記載されている。このガイドブックのなかの関連データをもとに、アルザス2県（バ＝ラン県、オー＝ラン県）関連の現状をおさえておこう。

まず週市について、曜日ごとの開催数（のべ数）を示せば表1のとおりである。バ＝ラン県の開催総数は90、オー＝ラン県のそれは112である。ストラスブール、ミュルーズ、コルマルといった中核都市では人口数が多いこともあり¹³、同じ曜日に複数箇所で開催されていることがわかる。

⁹ 時代的に工業化が明確になる19世紀以降の展開については別稿で論じる予定である。

¹⁰ それぞれバ＝ラン県文書館 Archives Départementales du Bas-Rhin（以下 ADBR）ならびにオー＝ラン県文書館 Archives Départementales du Haut-Rhin（以下 ADHR）所蔵の Série M を中心に定期市関係の史料が分類されている。19世紀の展開を知るためのものも含めて関連史料群の所蔵箇所は以下のとおりである。ADBR, 12M50 (Foire et Marchés, 1824), 12M51 (Foire et Marchés 1806-1851), 79J226 (Foire et Marchés, 1790-1854); ADHR, 6M421 (Police des marchés), 8M18 (Foire et Marchés 1804-1869), 1Z480 (Enquête sur les foires et marchés), 1Z481 (Instruction des demandes en établissement de foires et marchés, date de tenue et durée de ces foires, 1807-1868)。なお、本稿に登場するコミューン名については現地での、しかも今日の、慣用読みに従う。Cf. URBAN (Michel Paul), *Lieux dits. Dictionnaire étymologique et historique des noms de lieux en Alsace*, Editions du Rhin, Strasbourg, 2003.

¹¹ *Guide pratique des foires et marchés des départements de l'Est*, Année 1995, Comité du Syndicat des Commerçants Non-Sédentaires du Bas-Rhin, M501654, Bibliothèque Nationale et Universitaire de Strasbourg.

¹² 年市に関してはキリスト教の教会暦に従って移動祝祭日に開催されることから、週市に関してはこれに伴う開催曜日の微調整がおこなわれたりするため、毎年、定期市のカレンダーが作成されるわけである。

¹³ ストラスブールはバ＝ラン県の県都、コルマルはオー＝ラン県の県都、ミュルーズはオー＝ラン県の工業都市。1990年時点のそれぞれの人口（都市部のみ）は、247,309人、64,889人、109,905人である。定期市開催コミューンのうち人口1万人を超えるのは両県で15のみである。Ibid., p. 59-60.

表1 週市開催数 (1995年)

曜日	バ＝ラン県 (計90)	オー＝ラン県 (計112)
月	5	11
火	11 (ストラスプールのみ3か所)	16 (ミュルーズのみ2か所)
水	22 (ストラスプールのみ4か所)	24 (ミュルーズのみ2か所)
木	19 (ストラスプールのみ7か所)	17 (コルマルのみ2か所)
金	17 (ストラスプールのみ2か所)	23
土	16 (ストラスプールのみ4か所)	21 (コルマル, ミュルーズ, 各2か所)
日	なし	なし

Guide pratique des foires et marchés des départements de l'Est, Année 1995, p. 3-5 より抽出。

この年における週市開催のコミューンの数だけを見れば、バ＝ラン県は56 (コミューン総数527, 小郡所在都市数44¹⁴), オー＝ラン県は109 (コミューン総数377, 小郡所在都市数31¹⁵) である。開催数ではバ＝ラン県よりオー＝ラン県の方が2倍も多く、単純に計算すればバ＝ラン県では全体の約11%のコミューンで、オー＝ラン県では同約29%のコミューンで週市が開催されている。中核都市での週市の頻度が高いのは、過去においてもそうであったように、相対的な人口の大きさから容易に理解できるが、とくにストラスプールにおける火曜日から土曜日までの開催頻度は予想をはるかに超えるものである。また日本の市町村でいえば市・町にあたる小郡所在都市のレベルよりずっと小さなコミューンにおいても依然として週市が見られることがわかる。農村部においても週市は一定の役割を維持しているのである。もちろん週市をもたないコミューンの方が大多数ではあるが、自動車の普及によりそうしたコミューンの住民も、少し行けばどこかの週市にぶつかるといことはいうまでもない。曜日ごとの頻度について見ると、日曜日は安息日のためにないことはもとより、その結果とくに生鮮食品の場合、仕入れ不足で品薄になるためか、月曜の開催数が少ない。いずれにせよ現代においても週市はこの地においても日常的な風景として生きているわけである。

次に年市を見てみよう。表2は商取引を中心とした年市 (見本市を含む) ならびにキリスト教の歳時や聖人の日に関係する祭日の市 (出店や場合によっては山車を伴う)¹⁶の年間スケジュール (同じく1995年) を示したものである。まず開催期間については、1日のみのものが大半である。2日を超えるものを拾い上げてみると、年市についてミュルーズで一番多く——1月に2日間, 2月に2日間, 5月に13日間 (見本市), 9月に11日間 (10月にまたがる)——, あとは7か所で2日間である。5月のユナング (オー＝ラン県), 6月のヴィティリサイ

¹⁴ 2015年以降は基礎自治体統廃合により23に縮減されている。

¹⁵ 同じく2015年以降は17に縮減されている。

¹⁶ 後段で扱う少なくとも19世紀頃までは、年市のなかに祝祭日は溶け込んでいた (あるいは逆に祝祭日が交換の場を年ごとに与えていた) といえるが、20世紀以降については両者は制度上区分されているわけである。

ム（バ＝ラン県）（蚤の市）およびヌ＝ブリザック（オー＝ラン県）、8月のコゲナイム（バ＝ラン県）（工芸見本市、蚤の市）、9月のブローツァイム（オー＝ラン県）、10月のアプサイム（オー＝ラン県）、および12月のラプートロワ（オー＝ラン県）の年市の場合がこれである。

表2 年市・祭日の市の月別の開催数（1995年）

月	年市		祭日の市	
	バ＝ラン県	オー＝ラン県	バ＝ラン県	オー＝ラン県
1	4	3*	0	0
2	8	3*	3	2*
3	17	9	6	4*
4	12	10	6	6
5	19	19**	18*	9**
6	20*	19*	28**	5
7	14	10	41*	7**
8	25*	7	78**	11*
9	18	27**	63	6
10	21	8*	56	5*
11	14	4	39	0
12	16	12*	6	2
計	180	131	344	57

Ibid., p. 15-25; 61-76 より抽出。

*は複数日に及ぶ年市（*の数は複数開催するコミューンの数を表す）

祭日の市についても同様に年に1回が普通であるが、例外的に数日間開催のもの（および複数月にまたがったもの）もある。たとえば2月のミュルーズの市（カーニヴァル、2月25日～3月13日）、3月のコルマルの市（春の市、3月25日～4月9日）、5月のアグノー（バ＝ラン県）の市（5月20日～28日）、イルザック（オー＝ラン県）の市（5月1日～7日）およびミュルーズ＝ドルナックの市（5月13日～28日）、6月のヴィサンブール（バ＝ラン県）の市（民俗祭、6月3日～11日）、プライテンバハ（バ＝ラン県）の市（桜祭、6月24日～25日）、7月のヴァインブール（バ＝ラン県）の市（7月29日～30日）、コルマルの市（夏祭、7月22日～8月15日）およびミュルーズの市（夏祭、7月22日～8月15日）、8月のダンバック＝ラ＝ヴィル（バ＝ラン県）の市（8月14日～15日）、マルレナイム（バ＝ラン県）の市（ラミ・フリッツ婚姻祭、8月14日～15日）およびゲベルシュヴィール（オー＝ラン県）の市（8月5日～6日）、10月のミュルーズの市（万聖節の祭、10月28日～11月5日）がこれである。

この2種の市のうち1週間ないし2週間程度に及ぶ年市（ミュルーズ、コルマル、アグノー）——つまり定義上の大市——は過去の大市を継承したことを想わせるが、この点、アル

ザス最大の都市ストラスブールにおける大規模な年市は上記のリストにない。後述のようにストラスブールでは中世来それぞれ15日に及ぶ2つの大市（クリスマスの大市，聖ヨハネの大市）が存在したが，現代ではそれぞれはるかに大掛かりで世界的も知られるクリスマスの市 *Marché de Noël* と，ヨーロッパ・フォワール *Foire européenne*（1925年創設）に発展的に継承されている。性格や規模が従来の定期市とは異なっているためにカウントされていないものと思われる。

さしあたって表2からは，バ＝ラン県（コミューン数527）全体で年市が34%のコミューン，祭日の市が65%のコミューンで，そしてオー＝ラン県（コミューン数377）では，年市が35%のコミューン，祭日の市が15%のコミューンで開催されることがわかる。開催の月別の分布に関しては，いわゆるベル・セゾン（5～10月）に集中しており，冬季のとくに1～2月は著しく開催数が少ない。バ＝ラン県の6～10月における祭日の市が多いのも印象的であるが，それにしても両県内においてベル・セゾンに10～20か所で年市が開かれているというのは無視できない交換の現実であろう。このように年市は，今日わが国で見られる各種の歳時の祭や縁日をはるかに越えたレベルで商業色の強いかたちでおこなわれているのである。

以上から，アルザスでは週市にせよ年市（ないし大市）にせよ定期市が今日においても一定程度の交換の場を提供していることがわかる。そしてそれはヨーロッパにおける伝統的な市場文化，文字どおり生きた文化遺産そのものであり，日常の風景をなしているのである。

2. フランス革命以前の定期市

さて，たしかにこうした現状を過去からの連続としてとらえるのは容易であろうが，それはどれほどに過去の定期市の隆盛の名残なのだろうか。過去の定期市はどれほどに優越した交換の場だったのであろうか。本節では開催分布・頻度，開催権，運営，商圈の観点からこれを中世にまで遡り，さらに近世におけるその進化を追ってみたい。

(1) 中世～近世の空間的配置と開催頻度

中世の定期市に関しては，1850年に書かれたジェラルルの論文¹⁷によって，中世から16世紀までに存在していた年市と週市の存在の概要を確認することができる。これらをバス＝アルザス，オート＝アルザス（ほぼ現在のバ＝ラン県，オー＝ラン県にあたる¹⁸）に整理し直し

¹⁷ GÉRARD (Charles) [1850]. 16世紀くらいまでは帝国や王国は定期市の現況を把握するような情報収集に関心が薄い。そのためこの論文で挙がっているデータは，個別研究の成果をまとめたかたちである。したがって必ずしも網羅的ではない可能性は残る。

¹⁸ いうまでもなく，フランスで県・郡・小郡の地方行政の枠組みができるのは革命期の1790年のことである。

てまとめたのが表3(週市),表4(年市または大市)である(ただしコミューンの配置は順不同)。なお16世紀の段階ではアルザスの地は神聖ローマ帝国の諸邦・都市に属する¹⁹。

まず週市に関して,ジェラルは,典拠を示さないまま,16世紀になるとほとんどすべての町村ロカリテに見られたと述べて,そのうち古いもののみを列挙している²⁰。これをまとめたのが表3である。基本的には農工産物の局地的・日常的な取引が主であった。他方,セルネー(オート=アルザス)の家畜の週市にはロレーヌをはじめブルゴーニュ,フランシュ=コンテの各地方から多数の人びとが訪れ,通商圏が例外的に広がった。古代ローマ時代から週市が存在したとされる中核都市ストラスブルでは,中世の第一都市法(1147年)に2つの週市を数えている。いまのゲーテンベルク広場とプログリ(プロイ)広場の馬の市がこれである。前者では食料品,塩,木材,魚,ライ麦,ワイン,果物などが取引されていた²¹。

次に年市に移ろう。ジェラルは,まずストラスブルの聖ヨハネの大市(起源は1336年²²)と2つのこれほど規模が大きくない年市(聖アードルフの年市,復活祭の1週間の大市)²³について述べた後,16世紀に存在したアルザス各地の年市を列挙している(表4を参照)。週市に比べて,大市は交換の場としてより花形的な存在であり,カトリックの教会暦に沿って各地で祭と市が融合した交換の場となり,15世紀以降は年市の新規開設が増加する。その運営については後段で述べよう。

¹⁹ アルザスの大部分が州provinceとして概ね1648年のヴェストファーレン条約後に,都市共和国ストラスブルは1681年の降伏条約により,そして都市共和国ミュルーズはフランス革命時の1798年にフランスの領有となる。またベルフォールもアルザス州に組み入れられ,この後テリトワール・ドゥ・ベルフォールとして旧オー=ラン県に残った唯一の郡となるのは1871年のこと(ライヒスラント・エルザス=ロートリンゲンの成立)である。その後1922年にアルザスという地方行政単位から完全に離れてテリトワール・ドゥ・ベルフォール県となる。

²⁰ 他方,もっとさかのぼって,たとえばストラスブルの週市は古代ローマ時代から,そのほかいくつかの大修道院領や君侯領ではフランク王国時代から確認されており,さらに12世紀から週市は増加し,15世紀末までにアルザスでは40ほど存在したともいわれている。*Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 4946.

²¹ *Ibid.*, p. 4946.

²² 1336年に皇帝ルートヴィヒ1世によって認可されたものは聖マルティヌスの大市とよばれ,聖マルティヌスの日(11月11日)の前の15日,後の15日,併せて1か月ほどの長い期間開催された。その後,1415年に皇帝ジークスムントが,アルプス越えで来訪するイタリア商人の便宜を勘案してか——あるいはコルマルの聖マルティヌスの大市(11月10日~11月18日)とのバッティングを避けてか——時期をずらして,聖ヨハネの日(6月24日)の前の15日間,後の15日間に開催することを決定した。16世紀には聖ヨハネの日から15日間となり,以後,聖ヨハネの大市として長く維持されることになる。REUSS (Rodolphe) [1897], p. 669-670.

²³ 今日でも世界的に有名なクリスマスの市Christkindelmärikの前身であるクリスマスの大市は,聖ニクラウスの年市を起源とし,宗教改革で廃止された後1570年に大市として復活(12月26日から15日間)し,1616年から正式にその名でよばれることとなった。拙稿 [1992], 15-16頁。

表3 中世～16世紀に設立されたアルザスの週市（主なもの）

	開催地	創設文書の起源	備考
バス＝アルザス (バ＝ラン)	アグノー*	1164年*	皇帝フリードリヒ1世による特権（帝国の保護）。
	オベルネ	1304年	1301年説もある。*
	イングヴィレール	1345年	
	シャトゥノワ	1495年	
	ヴェルト	1330年	
	アンドゥロー	1442年	
	ライシュソーフェン	1286年	皇帝ルードルフ1世による特権*
	セルツ	不明	
	パール	不明	
オート＝アルザス (オー＝ラン)	ストラスブール	古代ローマ時代	その後1147年に確認されている*。
	コルマール*	1286年	
	マンステール	15世紀	
	キーンツァイム	15世紀	
	ユフォルツ	1480年	
	サン＝タマラン	1495年	
	カイゼルスベルク	(1424年に再認)	
	ヴァットヴィレール	1464年	
	リボヴィレ	13世紀	1302年に規則の存在
	エンジサイム	1550年	木材・魚の大規模取引
	アルトキルシュ	1398年*	
	セルネー	不明	家畜の大規模取引
	ミュルーズ	不明	
	ベルフォール	不明	家畜の取引

典拠：GÉRARD (Charles) [1850], p. 66 より作成。*の情報は *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 4946 による。

表4 中世～16世紀に設立されたアルザスの年市（または大市）

	開催地	年市または大市	開催日数	備考
バス＝ アルザス (バ＝ ラン)	ストラスブール	①聖ヨハネの大市 ②聖アードルフ（2月11日）の年市 ③復活祭の大市	①聖ヨハネの日（6月24日）の後の15日 ③1週間	①皇帝ルートヴィヒ4世により特許状（1336年**）
	アグノー	2つの大市	それぞれ14日	皇帝ハインリヒ7世により特許状（1310年）
	ヴィサンブール	①3つの大市 ②2つの年市	①それぞれ14日	①1471年に特権 ②1570年に特権
	オベルネ	2つの年市	それぞれ1日	1つは1440年に皇帝フリードリヒ3世により認可**
	ライシュソーフェン	1つの大市	7日	1286年に特権
	ロサイム	?	?	?
	エプフィック	聖ガレンの（7月1日）の年市	1日	15世紀の文献に登場

	セレスト	2つの年市	それぞれ1日	16世紀の文献に登場
	アンドロー	1つの年市	1日	1004年に特権
	ランダウ*	1つの大市	5日	1274年に特権
	サン＝タマラン	1つの大市	15日	聖マルクの日(4月25日)にちなむ
オート＝ アルザス (オー＝ ラン)	アメルシュヴィール**	1つの年市**	1435年**	皇帝ジーギスムントにより認可**
	ヴァットヴィール	①聖ヨハネの日の年市②聖ニコラウスの日(12月6日)の年市	それぞれ1日	②1464年に特権
	カイゼルスベルク	?	?	?
	テュルカйм	聖マタイの日(9月21日)の年市	1日	1312年に特権。1498年に聖アンドレの日(11月30日)に移設
	ルフアック	4つの年市(1つは昇天日)	それぞれ1日	残り3つの年市は皇帝マクシミリアーンが認可
	ベルカйм	2つの年市	それぞれ1日	16世紀の文献に登場
	コルマル	①聖マルティヌスの日の大市、②昇天日の大市、③四季の斎日の年市、④聖霊降臨祭後第2主日の年市	①4日、②5日、ほかは1日	①1305年に特権
	マンステール	4つの年市	それぞれ1日	皇帝カール5世が認可
	キーンツァイム	聖マタイの日の年市	1日	1440年に特権
	ユフォルツ	聖エラスムスの日(6月5日)の大市	15日	1480年に特権
	ダヌスマリ	聖ゲオルギオスの日(4月23日)の年市	1日	スドゥゴー Sundgau 地方で最も有名
	エンジサイム	①聖バルテルミの日(8月24日)の年市、②聖カタリナの日	それぞれ1日	
	タン**	①昇天祭の次の月曜日** ②2つ目は聖ミカエルの日**	それぞれ1日**	①は皇帝フリードリヒ2世、②は1503年皇帝マクシミリアーン1世により認可(ただし1293年にすでに聖母生誕祭の日の年市があり、これが①に変更された)**
アルトキルシュ**	①聖ヤコブの日の年市** ②謝肉祭の次の木曜日** ③聖ミカエルの祭日の年市** ④聖カタリナの日		①1420年より前にジーギスムント大公の肝煎りで開設** ②1490年** ③1511年、皇帝マクシミリアーン1世により認可** ④認可者不明(家畜の年市として有名になる)**	

*1354年からアルザスの10都市同盟に加わり、1648年以降フランス領に、そして1815年にはじめてプファルツ領となった。
典拠：GÉRARD (Charles) [1850], p. 66 より作成。**の情報は *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 4948 による。

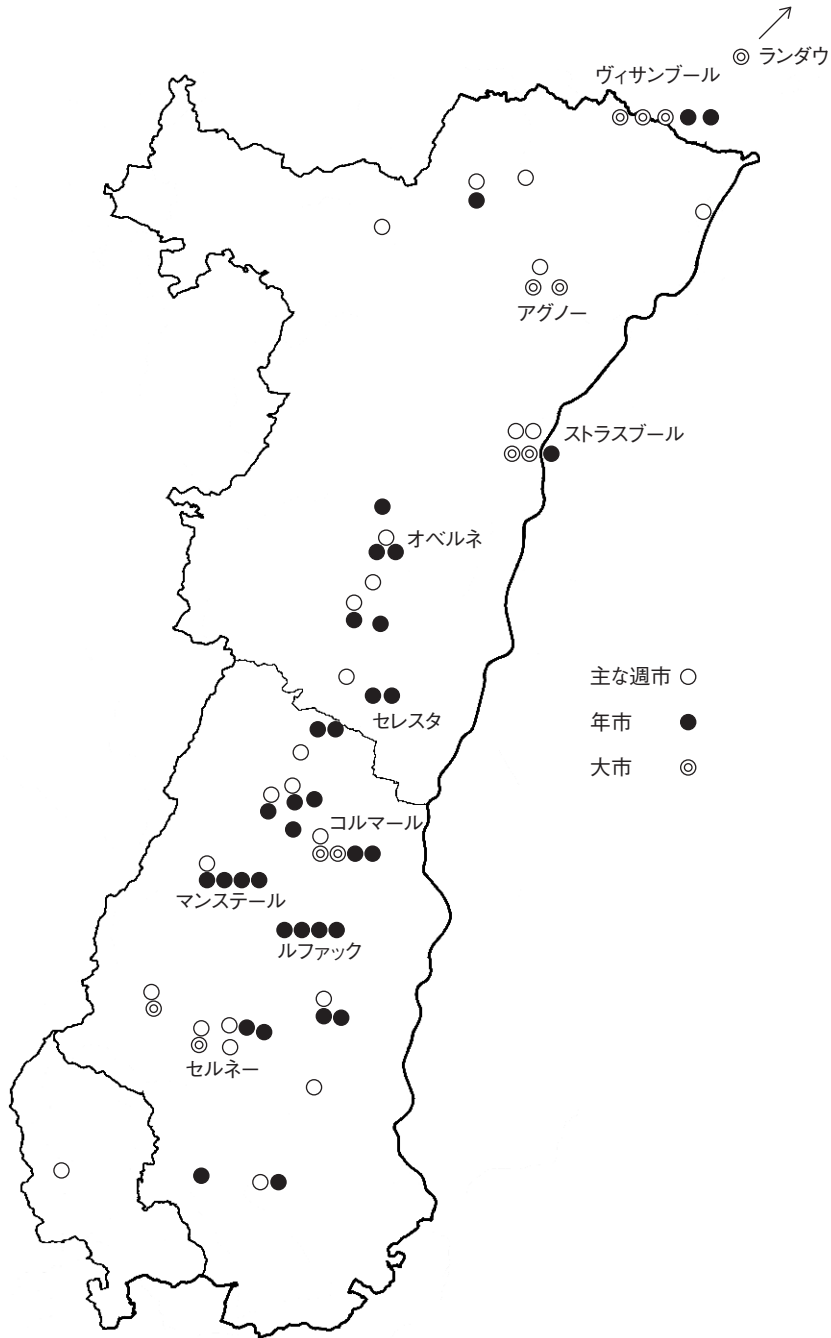


図1 中世から16世紀にかけてのアルザスにおける週市（主なもの）と年市（または大市）

典拠：GÉRARD (Charles) [1850], p. 66-67 ならびに *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 4946-4948 よりデータを抽出して作成。

以上が中世から16世紀にかけての週市と年市（または大市）の概要である。これを図示すると図1のようになる。表1と表2を併せて参照すると、ストラスブルをはじめいくつかのコミューンのなかには週市と年市（または大市）の双方を開催していたところもある（バス＝アルザスではストラスブル、アグノー、オベルネ、アンドゥロー、ライシュゾーフエン、オート＝アルザスではコルマル、マンステール、キーンツァイム、ユフォルト、サン＝タマラン、カイゼルスベルク、ヴァットヴィレール、エンジサイム）。次に開催数（のべ数）と開催地数を両地方について見ると、まず週市に関してはバス＝アルザスがそれぞれ11、10、オート＝アルザスが同じくそれぞれ13、13であった。次に年市（大市を含む）について見ると、開催数（のべ数）と開催地数は同じくバス＝アルザスではそれぞれ19、10、オート＝アルザスでは同様に24、12であった。開催日数の多い大市のみをとり上げると、同様にバス＝アルザスでは9、5、オート＝アルザスでは4、3であった。年市・大市の方が週市に比べて複数回数の開催地が多いことがわかる。それでももちろん取引の密度そのものは週市が大きいことには変わりはない。第1節に見た1995年の現状と比べると2種類の定期市の開催の頻度は圧倒的に少ないけれども、中世からこの種の交換の場が存在感を示していくようすが見てとれよう。

ところで以上の16世紀までの状況は18世紀末まで基本的には変わらないが、アルザスはその間きわめて大きな政治的・軍事的な変動の影響を直接的に被った。とくに三十年戦争後はフランスの領有になっていったばかりではなく、その後断続的に続いた戦争によってライン河航行が中断されたほか通商環境は大きく損なわれた。いわゆる17世紀の危機の時代、オランダやドイツ諸地方の外国商人の足はアルザスから遠のき、たとえばアルザス地方長官ラ・グランジュの1698年の報告は代表的なストラスブルの大市をはじめアルザス全体で週市にも年市・大市にも、家畜取引以外、ほとんど人が来ていないと述べた²⁴。三十年戦争からの原状回復が見られるのはようやく「長期の18世紀」（＝A局面）の開始以降のことであった。ただし数は増えても機能していたとは限らない。1809年にオート＝ガロンヌ県農業協会会員のドゥ・ヴィレルは、フランスでは1720～1790年間に年市の数は著しく増えたが新規のそれは機能の点ではおよそ不十分だったと論じている。あまりに近いところ——とくに隣接県の県境のコミューン——にたとえば家畜の年市が創設されると、相互の年市が競合して買い手と売り手が無益に分割されて交換のうまみがなくなり、耕作者は農業労働をなおざりに年市に行き、農村生活に弊害となったというわけである²⁵。

いずれにせよ16世紀の状況をアルザスにおける定期市の初期の姿としてまずは認識してお

²⁴ REUSS (Rodolphe) [1897], p. 674.

²⁵ ADHR, 8M18 (Article de De Villèle, in *Journal d'Agriculture et des arts, et feuilles d'avis*, le 15 juillet 1809).

きたい。これを出発点として、遠い先の20世紀の現状をにらみながら、この後どのような展開を経てつながっていくのかを探ることが重要である。さて上記はアルザスの定期市に関する数的な概要にすぎない。定期市に関してもう少し細かい領域、すなわち開催権、運営のしかた、そしてそれを支えた商圈にまで踏み込んでみよう。それによって革命前夜までの主たる交換の場の歴史的な意義が明らかになろう。

(2) 開催権

まず定期市の開催権についてはどうか。本来、週市であれ年市・大市であれ市場開設権は、造幣権、流通税免除特権、禁制圏設定権などと並んで^{レガリア}国王大権 (Regal, droit régalien) の一つであり、アルザスが属したドイツ世界の定期市に関しては9世紀以降ドイツ国王 (または神聖ローマ帝国皇帝) の市場高権 (Marktregal) に属した²⁶。そしてその大権ないし高権は、実際に市場運営を担う聖俗の領主に、次いで中世都市が成立するとそれらの領主または国王 (ないし皇帝) 自身によって都市ないし町村レヴェルにまで委譲されていった (ただし領主が開催権を留保する場合もあった²⁷)。アルザスでも12～13世紀の商業振興の時代、いわゆる中世都市ができ、他方で村落共同体の組織化が進むなかで、多様な交換の場である市の制度化が見られた。定期市は既存の封建法や都市法では裁ききれない新たな公的秩序の領域として認識され、また経済活性化の一手段とされたのであった。また新規開設の認可にあたっては当該開催地から半径8 km以内のコミューンの同意が必要とされ、競合や開催地の集中が勘案された²⁸。

まず週市に関しては、表3の「創設文書の起源」では不明のままであるが、開催権については国王より市場高権を譲り受けた封建領主が、諸コミューンに対して週市の特権を認めるか既存の開催状況に承認を与えて、週市に赴く農村住民を保護した。場合によっては神聖ローマ帝国皇帝が直接に開催権を承認することもあった。たとえば、上述のようにストラズブルでは第一都市法 (1147年) で週市の規定があった。当時この都市は司教都市であったので開催権は司教にあったが、後者は皇帝によって開催権を委譲されていた。そして16世紀の宗教改革とともに司教はサヴェルヌに追いやられ、開催権はルター派の市参事会に移ったのである。アグノーについては1164年に神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世が同都市に与えた特権のなかに週市の規定が含まれていた。ライシュソーフェンでは皇帝ルードルフ1世が月曜日の開催権を認めている²⁹。

²⁶ ハンス・K・シュルツェ『西欧中世史事典——国制と社会組織』(五十嵐・浅野・小倉・佐久間訳) ミネルヴァ書房, 1997年, 250-253頁。

²⁷ REUSS (Rodolphe) [1897], p. 669.

²⁸ *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 4946.

²⁹ *Ibid.*, p. 4945-4946.

次に年市・大市については、週市と異なり、各コミューンでの開催権を認可できたのは市場高権を有した神聖ローマ帝国皇帝のみであった。年市・大市に赴き、戻っていく外国人に対してこれを保護したのは皇帝だったからである。したがってこれに従えば、表4に見える「特権」*privilège*についてはそれを下付した主体が現状では不明であるが基本的には皇帝ということになる。ピトンによれば、年市・大市の開催特権の認可といっても、単に委譲のこともあれば、高価格で下位権力体に売却され、その売却益が帝国の金庫に入ることもあったという。ストラスプールの大市の場合も後者であった³⁰。

他方フランスでは、アルザス併合（1648年）以前も以後も、週市であれ年市（ないし大市）であれ、開設権を認可するのはフランス国王ただ独りであった。そしてその開設権は上級裁判権を有した領主にのみ認められ、後者は少なくとも半径約16 km範囲内に別の定期市がない場合に限って、領内の都市や町村に開設を許した³¹。フランス領となつてからのアルザスでは、形式上、市場高権は皇帝からフランス国王に移行したけれども、「アルザスのことには触れるべからず」というフランス側の緩い統治政策がとられたので、基本的には中世来の市場制度が維持されたかたちである。フランス王国が新たに定期市の開催を認めることはもちろんあった。住民によるものであれ領主によるものであれ新規開設の要望が高まったのだ。マルゲラスによれば18世紀後半において、フランス全体での新規開設願いの数は268件であり、そのうち1750-1760年が3.5%だったのに対して1780-1789年は56%を占めた（ただし受諾率は50%前後）³²。アルザスでは、1753年7月11日のコンセイユ・デタの採決がダンヌマリ（オート＝アルザス）に4つの新たな年市を認可した例が挙げられている³³が、革命期までにこの地方全体としてどれほど増えたかについては後段に譲る。

(3) 運営および商圈

さて運営についてはどうか。定期市に関しては、開催地にやってくるすべての商人は、商業の安全と身体的保護を保証され通行税や入市税等を免除されたものの、商業上のこの特権的な時空提供の反対給付として、特別かつ臨時的に市場税を課された。市場税と総称される特別税は一般に①売上税、消費税、取引税に相当する固定税率のプントツォル *Pfundzoll* と、

³⁰ PITON (Frédéric) [1855], p. 145. ストラスプールでは12世紀から大市が存在していたようであるが、上記のように、最初の大市開催特権は1336年に皇帝ルートヴィヒ1世によって認可された。

³¹ HOFFMANN (Charles-Alexandre-Eugène) [1906-1907], p. 304. なお開設権と免税特権については完全な対応関係があるとは限らない。マルゲラスによれば、革命前夜のフランスでは、通行税・入市税などの免税特権を有した定期市は、週市・年市に限らず全体の45%程度にすぎなかった。MARGAIRAZ (Dominique) [1988], p. 26.

³² *Ibid.*, p. 22-23.

³³ HOFFMANN (Charles-Alexandre-Eugène) [1906-1907], p. 304.

②場所代ないし売台税に相当するシュタントゲルト *Standgeld* の二種類があった³⁴。プフントツォルは商品価格1プフント (=1リーヴル) につき数ソル (=シリング) ないし数プフェニヒ (=ドゥニエ) の固定税率で、通常買い手と売り手が半分ずつ負担した³⁵。シュタントゲルトは提供された売り場にかげられる数シリング (ソル) の税率で、すべての売り手に同額が課された³⁶。これらの市場税は通常年市・大市の方が週市の場合より高い税率であったが、おおよそのところ、プフントツォルについては20分の1前後、シュタントゲルトについては20分の1超の税率ということになる。また開催地住民と外国人とでは前者の方が優遇 (場合によっては免除) されることもしばしばあり、近隣のコミュニオン同士で相互に住民に市場税を免除し合うこともあった³⁷。市場税収入の帰属については、領主の息のかかったコミュニオンでの定期市では、週市より年市・大市の方が2倍の税率であったが、基本的には領主と当該コミュニオンとの間で折半とされた。一方、完全な開催権を有した都市ないし町では基本的にこの税収をまるごと——ただし徴税請負を採用したところではその分を差し引いて——自らの金庫に納入した。封建制的な権力秩序に由来する分権的な財政構造がなお基本であった革命前の環境では、市場税収入が当該地方権力にとって経済的に少なからず重要だったからである。

次に市場規制についてはどうか。特定時空の商業の平和と売買の整序化という使命を担い、市場税を徴収する地方の当該権力にとって定期市の運営を乱す行為は厳しく処罰されねばならなかった。ストラスプールの場合には、5名 (後に3名) の大市監視官 *Messherren* からなる大市監視部が1654年に設立され、規則の順守や違反者の逮捕、外国人と現地人との間の紛争処理、外国人に対する商慣習上のマナー教化等を担った³⁸。具体的な違反項目としては、人為的な価格のつり上げや買い占め、定期市開始前の取引、公定価格がある場合のそれ以下ないし以上の価格での販売、定期市の外での先買いなどであった³⁹。またコルマルなどでは、外国人は週市の日には、必需品 (穀物、野菜、家禽、卵、バターなど) しかそこで販売することはできず、手工業製品は市民のみが週市または自宅で販売することができた⁴⁰。

最後に通商圏の観点から見てみよう。中近世の最盛期においては、基本的に週市、年市、

³⁴ *Ibid.*, p. 306-307.

³⁵ プフントツォルはいわゆるポンド税に相当するが、ストラスプールでは通常は税関で税率が定まっている商品に1プフントにつき1プフェニヒの割合でかけられていた。WERNER (Paul) [1950], p. 52. 通常はきわめて低率であったものが、この関税が免除される定期市では税率が多少とも引き上げられているわけである。

³⁶ シュタントゲルトはいわゆるトンリユ *tonlieu* に相当し、通常は売り場面積に比例して税額が決まったが、単なる長椅子か売台か、屋根つきか否か、卸売か行商人か籠売商人かによってアルザス諸コミュニオンごとに慣習的な税額が定められていた。また売れ残った場合には減額されることもあった。HOFFMANN (Charles-Alexandre-Eugène) [1906-1907], p. 307.

³⁷ *Ibid.*, p. 308.

³⁸ REUSS (Rodolphe) [1897], p. 672.

³⁹ HOFFMANN (Charles-Alexandre-Eugène) [1906-1907], p. 312.

⁴⁰ *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 4946.

大市では取引形態に違いがあった。前二者では小売形態が中心で後者では卸売が主体（小売を含みつつも）であった。したがって通商エリアも前二者では局地的な範囲にとどまり——ただし年市のうち家畜取引に特化したものはこの範囲を部分的に超えることもあった——、後者つまり大市では超地域間ないしヨーロッパ的規模の商業の核が形成されることもあった。そのような規模をもった大市はアルザスではストラスブールのそれのみであった。とくにヨーロッパの海外進出に伴って非ヨーロッパ圏の世界商品（コーヒー、たばこ、茶、インド綿布など）がもたらされ始める16世紀以降においては、ストラスブールを含むオーバー・ライン地方では、大市がまずはそうした商品の卸売の拠点として機能し、年市、週市の場合での小売と再結合した。つまり3種の定期市によって、既存の局地的ないし地域的な通商圏を前提としつつこれが世界的な通商圏に接合される場、いってみれば地方の一人ひとりの消費者が海外物産にまで手を伸ばしうる場がはじめて与えられた。ストラスブール（帝国自由都市から1681年に王国自由都市へ移行）の大市は北のフランクフルト（帝国自由都市）、南のバーゼル（スイス盟約者団に加盟する都市共和国）、南東のツアツァハ（当時スイス盟約者団領）、西のサン＝ニコラ＝ドゥ＝ポール（ロレーヌ公領）の大市と上部でつながっており、これらの大市のカレンダーにしたがって商人たちは東西南北の軸で卸しの売買に従事し、大市周辺に存在する中小の年市や週市で小売をおこなうという複合的な商いをおこなっていたのである⁴¹。一方、表4にあるコルマールの聖マルティヌスの大市（1305年創設）もいくぶん超地域的な通商圏を有した。この大市は早い時期からイタリア諸地域、フランドル地方、シャンパーニュ地方など外国からの商人が来訪し、その商業活動を市長ならびに市参事会から特別の保護を受けた一方で、コルマールの商人たちも皇帝の保護を受けてストラスブール、フランクフルト、ニュルンベルクにまで足を運び、アルザス産のワインと毛織物を販売していたのである⁴²。

3. 定期市の「近代化」——革命・第一帝政期の制度変更

さて、前節で中世から革命前までのアルザスにおける定期市のおおまかな情報が得られたと思われる。ここではフランス史上、政治・経済・社会・文化上の断層をなすフランス革命で定期市の条件と現実がどのような変化を被ったのかという点を明らかにしたい。マルゲラスが実証したように定期市は革命後もしくはらくは活況を呈する。それは定期市の「近代化」なのか、それとも外延的な発展なのだろうか。

⁴¹ 拙稿 [1992], 21-25頁。

⁴² *Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], p. 1934.

(1) 特権の廃止と定期市

年市はその特権性——場所と時期が特定され、開催主体によって取引が保護されると同時に規制を受けた——ゆえ、つとに啓蒙・経済自由主義の観点から批判を受けていた⁴³が、あらゆる特権の廃棄を希求する革命によっても、とくに都市特権と結びつけられて、問題とされた。特権=自由というアンシャン・レジーム期の自由の枠組みが廃棄され、無差別的、合理的な自由にもとづく経済システムがうちたてられた結果、理論上は時空の特権的な占拠という意味での交換の場としての定期市の役割は終わった。商品流通が少なくとも淀まないというかたちが整ったのである。しかしながら、週市はもとより、テュルゴがあればほどその特権性を批判していた年市・大市も市場制度としてまると廃止されることはなかった。それどころか、逼迫する食糧需給の観点から定期市の必要性はむしろ一層高まり、とくに穀物価格の高騰が革命の帰趨に影響を及ぼしうるために革命前以上に細かくチェックされるようになった。こうして1790年7月2日の国王の公開状^{レトール・バクント}は年市と週市の存続を定めたが、それは個別的な都市特権というよりむしろ王国商業の優遇措置という名目であった⁴⁴。また革命をきっかけに大きな2つの制度的な変更があった。共和暦の採用と開催認可権の移動がこれである。

まず共和暦(=革命暦)採用は必然的に定期市開催日の変更を伴った。共和暦(1年～XIV年)はグレゴリウス暦では1792年(9月22日)から1805年(12月31日)までに対応する。週市は特定曜日におこなわれるので、1週間を10日とする革命暦では必然的に曜日が変更され、また年市・大市においても開催日の表記のしかたが変わってくるので定期市のカレンダー、つまりは開催一覧表が県ベースで全国的にこれに合わせて作成されたのである。第一帝政期に入るとこの定期性は革命前の制度にもどされる。すなわち、内務大臣が県知事に出した共和暦XIV年ヴァンデミエール9日(1805年10月1日)付の通達は、グレゴリウス暦への復帰を伝えた。いわく、「商業と農業にとってやっかいな多様性に替えて均一かつ適正なシステムをもたらすために、私は貴殿が郡ごとに総裁政府、執政政府、次いで皇帝デクレが共和暦に従って表示した年市の一覧表を作成させるべきものと思料...異議なき場合はやこれらの年市をグレゴリウス暦に対応する日にもどすしかないということでもあります」⁴⁵。週市に関してはすでに共和暦IX年プレリアル22日のバ=ラン県知事のアレテにより、10日に1回の開催ペースが7日に1回にもどされていた⁴⁶。続く1807年3月16日には皇帝ナポレオン1世が滞在先

⁴³ たとえば注1でも述べたように、『百科全書』においてテュルゴは、特定の時空に遠方から商品と商人を集める年市は何よりもコスト高で人為的であり、したがって、商業の自由を阻むこのような特権的な制度を廃止して、ただちにすべてこれを週市に置き換えるべきだと主張したのであった。拙稿[2010]、219頁。

⁴⁴ MARGAIRAZ (Dominique) [1988], p. 34.

⁴⁵ ADBR, 12M50.

⁴⁶ ADBR, 12M51.

のオスターオーデから発した勅令 *décret impérial* によってグレゴリウス暦にもとづく一覧表の作成を命じた⁴⁷。これにしたがって定期市の一覧表がアルザス2県でも再び作成されたのであった（それが次項で扱う一覧表である）。

次に開設権については、革命とともに開催認可権がフランス国王の大権に属するという旧制度は廃止された。だが、革命期間中開設権をめぐる新しい制度が定着するまで試行錯誤の連続であった。1790年8月16日ならびに24日の法律は定期市の設立・廃止を提案する権限（認可ではなく）を県当局に与え、当該のコミューンに監督が委任されたが、設立条件などについての法的空白は埋められなかった。1793年5月4日の法律は、県当局に当該地区 *districts* の意見を聞いたうえで必要とされるすべての場所で週市を設立する権限を認めた。ここには週市の廃止についてもまた年市についても規定がなく、結局は県が定期市設置主体とみなされた。その後革命の急進化とともに定期市の分権化は加速して、年市・週市に関して各コミューンがその創設権をもつと定められた（同年8月14日の国民公会のデクレ）。コミューンの自由はしかし短命に終わった。新規の定期市が違法取引を招き、また安定的な食料供給の観点からも混乱をさわめた結果、1793年10月9日（共和暦II年ヴァンデミエール18日）の国民公会のデクレは上記デクレを撤回した。次いで、定期市が非合法に設立される状況にかんがみ、公安委員会の1795年5月14日（III年フロリアル25日）のアレテは、1789年以降共和国の方針に逆らって諸コミューンでつくられたすべての定期市を廃止するとした。アルザスでも事情は同じであった。アルザス南部のアルトキルシュでは、14世紀に7つの年市があり、革命前までに12に増えていたが、共和暦II年フリメール24日のコミューン総会で、年内にもとの7つにもどすという決定をおこなった⁴⁸。それ以降は結局いかなる定期市の創設もコミューンの所掌を超えて法律の条文の対象となることとなった⁴⁹。

ちなみに、本稿のサーヴェイの範囲を超えるが、復古王政期以降は公共土木・農商業大臣の指導の下、年市・週市の設立、廃止ないし変更に関してコミューンから要望をきき、郡、県レベルへと具申して県議会で決定した。年市の場合にはとくにコンセイユ・デタの公共事業・農業および商業のための委員会で審議し、国王のオルドナンスで最終決定された。たとえば1838年5月10日の法律はそれまでのこうした慣行を正式に是認する。定期市間での距離、およびもちこまれる商品量の不均衡の是正といった食糧政策上の観点から中央権力がある程度関わったのであった⁵⁰。さらに1864年8月13日のデクレは、1838年の法律を廃して、家畜の年市と週市の日付の設定、廃止ないしは変更に関する決定は今後県知事によってなされ

⁴⁷ ADBR, 12M51.

⁴⁸ BAYSANG (Alain) [2001], p. 167-168.

⁴⁹ 以上、開催権の一般的推移については、*cf. ibid.*, p. 34-40.

⁵⁰ ADHR, 8M18.

るものとすることを命じた⁵¹。

さて第一帝政期までの話にもどせば、いずれにせよ定期市の創設、廃止および変更をめぐることは、その権限が革命によってただちに単純化・分権化されて人民主体の理想の下にコミュニケーションに下りたまま中央行政当局から自立していった⁵²というわけではなかった。最終的には中央の息のかかった県知事⁵³に権限が任されるが、その間合法・非合法の交換の場が拡大再生産されていった。この時期における定期市の制度的展開は「近代化」というよりむしろ混乱ないし変転というに近い。

(2) グレゴリウス暦に復帰したアルザスの定期市

ここでは第一帝政期における定期市の数的な現状をおさえよう。内務省によって年市・週市の一覧表の作成が全国の県知事に課されることとなった背景は、革命政府のほかの重要課題に隠れて定期市の行政上の所掌が明確にならないままに創設の要望が噴出しているという状況、そして共和暦からグレゴリウス暦への復帰による混乱の收拾ならびに後者の制度の下で定期市の運営の整序化ということがあった。

⁵¹ ADHR, 8M18. ただし定期市の設置や日付け変更などに関して隣接諸県との競合する場合などについては公共土木・農商業省が決裁した。また当該地の食料・日用品供給の週市に関しては、県知事の認可が必要とはいえコミュニケーションの長のアレテで十分とされた。

⁵² 原田政美 [2014], 1頁。

⁵³ フランスの県知事はわが国の戦前の県令ないし県知事と同様、少なくともミッテランの改革(1982年)まで国家公務員として中央政府から派遣されて中央の方を向いていた。パリの中央政府は県知事を通して定期市の運営を監督したのである。

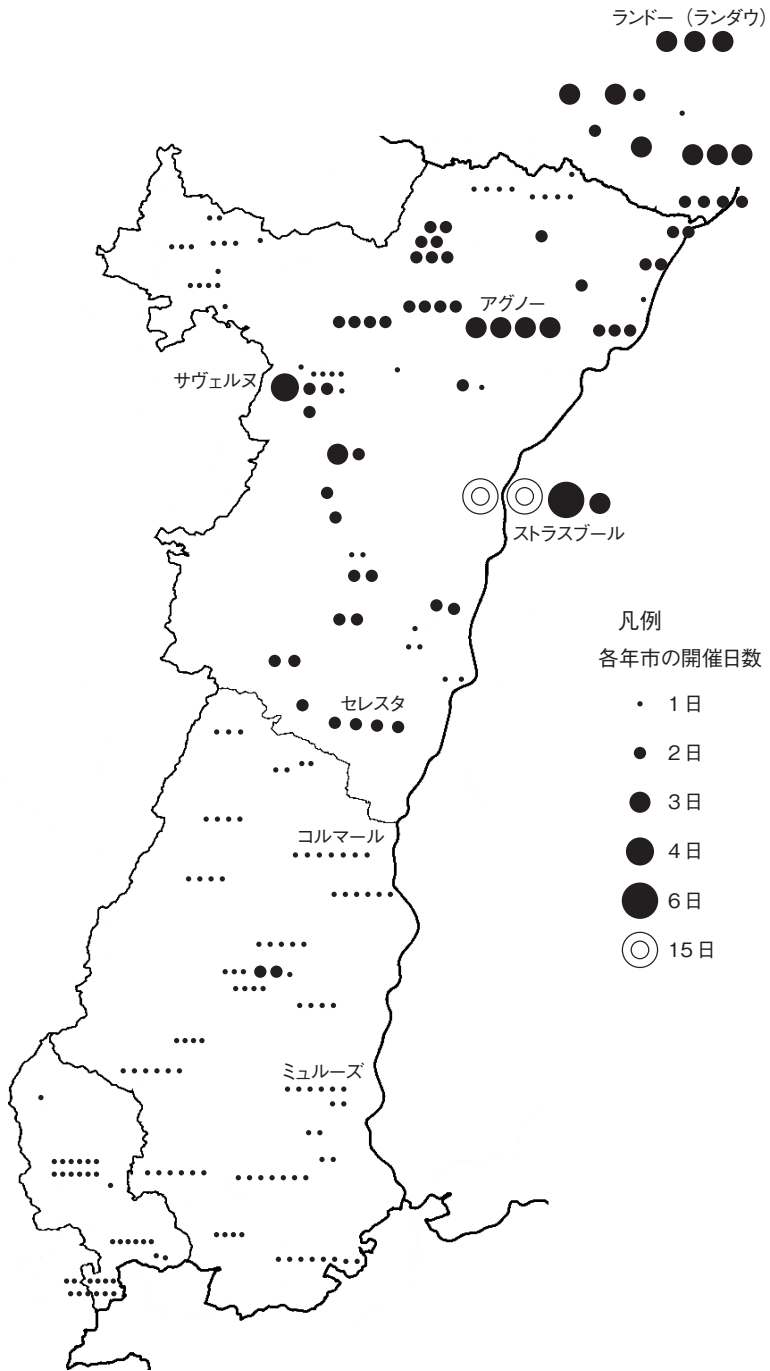


図2 アルザスの年市 (1807, 1809年)

典拠：バ＝ラン県については ADBR, 12M51, オー＝ラン県については ADHR, 8M18 より作成。

年市については上段で触れた共和暦XIV年ヴァンデミエール9日(1805年10月1日)付のバ＝ラン県、オー＝ラン県への通達がこの作成を命じた。両県について作成のずれはある(それぞれ1807年⁵⁴、1809年⁵⁵)が、この時点でのアルザス全体の概況をおさえることは可能であろう⁵⁶。まず年市の開催頻度について見ると、上述のように16世紀においては開催数(のべ数)と開催地数はバス＝アルザスではそれぞれ19、10、オート＝アルザスでは同様に24、12であったが、第一帝政期ではバ＝ラン県の開催数(のべ数)と開催地数は90、43(4.7倍、4.3倍)、オー＝ラン県のそれはそれぞれ48、12(2倍、1倍)であった⁵⁷。開催数は両県でかなり増加している一方、バ＝ラン県での年市の隆盛に比べて、オー＝ラン県では開催数の伸びは2倍であり、開催地数は不変であった。図2はその地理的分布を示したものである。前掲図1と図2ではさらに、1年間の開催数でも、開催期間の点でも後者の密度の高さがきわだっている。先に触れたようにアルザスの定期市の推移としてはおおよそ16世紀の増加、17世紀の衰退、18世紀の復活ないしさらなる増加というふうに見ることができるが、革命・第一帝政期にもかなり開催数(とりわけ同一コミューンにおける年間回数)と開催地が増えたことが図2より明らかである。そこには革命の反特権意識のなかで諸コミューンによって設立申請され認可されたものと、認可されないままの事実上の開催がなし崩し的に合法的になったりしたものも含まれている。また図2では最大の中核都市ストラスブールの年市および大市がほぼ中世のまま残っていることが確認されるほか、アグノー、サヴェルヌ、セレスタ、コルマールなどの中位地方都市における年市の開催が約200年の間にそのまま維持されていることわかる。他方、バ＝ラン県とオー＝ラン県では、前者が開催数も開催地数も圧倒的に多い。これはより黄土の賦与を享受する農業的な前者と、18世紀後半から始まるミユルーズを核とする工業地域を含む山間地域からなる後者という経済の構造的・質的な差が現われている可能性があるが、ここでは即断はひかえておこう。

⁵⁴ 1807年3月16日の皇帝勅令が最終的に承認した。「第1条 今後バ＝ラン県の年市は毎年添付の表で指定された時期とコミューンにおいて開催されるものとする。第2条 余の内相が本勅令の実行を担当するものとする。」ADBR, 12M51.

⁵⁵ 1809年10月10日のオー＝ラン県議会議事録に載せられた同県知事のアレテ。地域性がある興味深い条文は「第3条 市長と助役および警視は年市が上記の時期にしか開催されないことに留意すべし。かれらは違反者はすべて刑法第605条に従って公道障害罪として違警罪裁判所に訴追させ... 結果について県知事に報告するものとする」「第4条 本アレテは付表とともに印刷され... バーデン大公国摂政府ならびにスイスの近隣諸カントンの当局に送付すべし」である。ADHR, ADHR, 8M18.

⁵⁶ 年市のグレゴリウス暦への変更の通達ならびにそれにもとづいて作成された県別の年市一覧表については、それぞれADBR, 12M50, ADHR, 8M18を参照。

⁵⁷ この数値は当時バ＝ランに編入されていた上記ランドー(ランダウ)ほか(第一帝政後にバイエルン領プファルツに編入)、同様にオー＝ラン県に編入されていた現在のテリトワール＝デュ＝ベルフォル県(ベルフォル)の分を含むが、他方ドゥレモン郡およびポラントゥリュイ郡(いずれも第一帝政後にスイスに編入)の分は便宜上除く。

週市については復古王政初期の史料しか存在していない。バ＝ラン県では1824年⁵⁸、オー＝ラン県では1823年⁵⁹に一覧表が作成されている。この二つを使って第一帝政期の一般的な週市の実態を見ることとしたい。まずバ＝ラン県では、上述の共和暦IX年プレリアル22日の知事のアレテにより、グレゴリウス暦への復帰を俟たずに7日単位での週市のローテーションがさだめられた。アレテ第1条は同県内の各都市の週市のインターヴァルを定めた。ストラスプールの直近のメシドール7日から、バールは同8日から、セレスト、アグノー、ロサイムは同11日から、ベンフェルド、ヴィレは同12日から、そしてサヴェルヌ、オベルネは同13日から、それぞれ1週間7日のペース（1「週間」が10日の十進法ではなく）で開催されることとなったのである⁶⁰。さてこの情報は週市開催地に関して網羅的ではない。1824年の一覧表は1822年12月20日の内務大臣から県知事あての指示で作成されたものである。これからわかるのは、①週市はほとんどが革命前に存在していたものがこの時点でも存続しているということ（例外はヴィサンブルのみで1818年に創設）、②週市は小郡庁所在のコミューンが多く、年市と比べて多少とも都市的な交換の場であるということ、③同郡内で競合を避けるために開催曜日の調整がおこなわれていることである。オー＝ラン県についてもほぼ同様のことがいえる。第一帝政期に設立されたのは2件にすぎなかった。このように週市については、革命の前後で開催地、開催数にほとんど変化がなかったとひとまず結論づけることができよう。これは週市というものが時代を経ても都市、小町（昔からの市場町）において共通の安定的な局地的経済圏の中核をなしたことを想わせるのである。

おわりに——19世紀以降の展開への見通し

以上、本稿では1995年の現況から始めてアルザスにおける中世からフランス革命を経て第一帝政期までの定期市の具体的な状況を提示した。第一帝政期にいたるまで週市・年市ともにその数は紛うことなく増加した。そして市場高権は下位権力体に移っていくものの、国家全体の食料供給政策や、自治体間、隣接諸県間の需給不均衡の是正を担う県レベルでの市場監督・規制が常に重要であった。フランス市場史のなかの大市については、たとえばリヨンの大市は17世紀から、南仏のボーケールの大市も18世紀末にはすでに衰退を見せ、卸売商人ではなく普通の商人しか到来しなくなり、歴史的使命を終えたように描かれている⁶¹。アルザスで唯一局地性を超えていたストラスプールの大市の19世紀以降の帰趨もこれと同様なの

⁵⁸ ADBR, 12M51.

⁵⁹ ADHR, 8M18.

⁶⁰ ADBR, 12M51. そして第2条では、第1条に定める日が祝日——デカディ（共和暦で10日単位で区切った最後の日）、7月14日の革命祭、ヴァンデミエール1日（共和暦の元旦にあたる）——にぶつかる場合にはこれらの前日に開催するものとされた。

⁶¹ BRAUDEL (F.) et LABROUSSE (E.) (éd.) [1970-1982], tome II, p. 185-186.

であろうか。その点も含め、復古王政期以降の定期市全体の経済的役割の検討については別稿に譲りたい⁶²。さしあたって見通しとしていえることは、定期性のある交換の場は決して重要性を失うことはなかっただろうということである。この点冒頭に挙げた現代(1995年)の定期市の頻度からすると、市場としての内実や規模はさしあたり問わないにしても、桁違いに増えていることがわかる(年市だけに限ればバ＝ラン県、オー＝ラン県の開催数は表2に見えたとおりそれぞれ180, 131回だったのだ!⁶³)。経済史研究のなかの定期市という研究対象は、生産・製造された商品がどのように消費されるかという文字どおり物流の最終局面に関わる問題領域である。それをアルザスという地域史のなかでとらえるというのは、単にフランス全体の展開を見るための個別の材料を提供するというだけの話ではない。筆者はアルザスという地域的枠組みの経済史の叙述を目指しており、さしあたって本稿のゴールはこの地における交換の場の制度化の過程の実態をおさえることにとどめよう。

(成蹊大学経済学部特任教授)

文献リスト

〔史料〕

バ＝ラン県文書館 Archives Départementales du Bas-Rhin ならびにオー＝ラン県文書館 Archives Départementales du Haut-Rhin 所蔵の定期市関連史料(詳細については注10を参照)。

〔研究文献〕

- 市川文彦 [2004] 「近代フランス中西部地域における定期市の長期動向——19世紀後葉から20世紀中葉にかけて」『経済学論究』(関西学院大学経済学部研究会), 第58巻第3号
- 内田日出海 [1992] 「十六世紀におけるオーバー・ライン地方の交易圏」『市場史研究』第11号
- [1995] 「王国自由都市ストラスブールの市場構造——一六八一～一七八九」『市場史研究』第14号
- [2010] 「市場史に見るフランスの近代化」山田雅彦編『伝統ヨーロッパとその周辺の市場の歴史』清文堂
- F. ブローデル [1986] 『物質文明・経済・資本主義 15-18世紀』: II -1 交換のはたらき 1) (山本淳一訳), みすず書房
- 田中道雄 [2007] 『フランスの流通——流通の歴史・政策とマルシェの経営』中央経済社

⁶² 両県の文書館に収められている復古王政以降の関連史料により、創設時期に関して革命前、革命期、第一帝政期およびそれ以降を明示した記述が見られる。

⁶³ 3.(2)で見たように第一帝政期はそれぞれ90, 40だったので、伸び率はそれぞれ2倍, 3倍ということになる。

- 原田政美 [2014] 「日本中世市場における権力と商人——比較史試論——」『市場史研究』第33号
- 道重一郎 [2005] 「近代イギリスにおける都市市場の展開と変質」『市場史研究』第25号
- BAYSANG (Alain) [2001], « Foires et marchés de la ville d'Altkirch des origines à 1939 (1^{ère} partie) », in *Annuaire de la Société d'Histoire du Sundgau*.
- [2002], « Foires et marchés de la ville d'Altkirch des origines à 1939 (suite et fin) », in *Annuaire de la Société d'Histoire du Sundgau*.
- BRAUDEL (F.) et LABROUSSE (E.) (éd.) [1970-1982], *Histoire économique et sociale de la France*, 4 vols., Paris, P.U.F.
- Encyclopédie de l'Alsace* [1982-1986], 12 vols., Strasbourg, Publitotal.
- Foires et Marchés dans les Campagnes de l'Europe médiévale et moderne* [1996], Études réunies par Christian Desplat, Toulouse, Presses Universitaires du Mirail.
- GÉRARD (Charles) [1850], « Coup d'œil sur l'industrie et le commerce de l'Alsace au XVI^e siècle », in *Revue d'Alsace*.
- Histoire de Strasbourg des origines à nos jours* [1980-82], sous la direction de G. Livet et F. Rapp, 4 vols., Strasbourg, Dernières Nouvelles d'Alsace.
- HOFFMANN (Charles-Alexandre-Eugène) [1906-1907], *L'Alsace au XVIII^e siècle au point de vue historique, judiciaire, administratif, économique, intellectuel, social et religieux*, 4 tomes, Colmar.
- MARGAIRAZ (Dominique) [1988], *Foires et marchés dans la France préindustrielle*, Paris, Éd. EHESS.
- PITON (Frédéric) [1855], *Strasbourg illustré ou panorama pittoresque, historique et statistique*, 2 tomes, Strasbourg.
- REUSS (Rodolphe) [1897], *L'Alsace au dix-septième siècle, au point de vue géographique, historique, administratif, économique, social, intellectuel et religieux*, 2 tomes, Paris.
- WERNER (Paul) [1950], *Le rattachement douanier de l'Alsace à la France (1789-1791)*, Strasbourg, F. X. Le Roux.